

## 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付要綱

### (通則)

第1条 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、尾鷲市補助金交付規則（平成14年尾鷲市規則第20号）及び市長公室補助金交付要綱（平成14年尾鷲市告示第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 尾鷲市空き家バンク制度における、物件の登録を支援するとともに、空き家の利活用を促進することを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 助成金を交付する対象者は、尾鷲市空き家バンク制度実施要綱（平成26年尾鷲市告示35号）に基づいて、空き家バンクに登録された空き家の所有者とする。

### (助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家に現存する家財道具等の搬出及び処分に係る経費
- (2) 空き家の清掃や、敷地内の樹木の伐採に係る経費
- (3) その他市長が特に認める経費

2 前項における経費は、事業者に委託する場合を除き、空き家所有者自身の人件費や処分する家財道具等を売却して収入を得るものについては対象外とする。

### (助成金の額)

第5条 助成金は、1物件につき1回限りとし、助成金の額は1件あたり4万円又は、実際にかかった金額のいずれか低い額を助成するものとする。

### (助成金の交付手続)

第6条 助成金は、尾鷲市空き家バンク利用促進助成金申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、第4条で定める経費を証する書類又は領収書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を審査し、助成の可否を決定したときは、すみやかに尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付（不交付）決定通知書及び額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 助成金の交付決定を受けた申請者は、尾鷲市空き家バンク利用促進助成金請求書（様式第3号）を提出するものとする。

### (遵守事項)

第7条 助成金の交付を受けたものは次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 助成金を受けた物件は、賃貸及び売買の契約が成立した場合や、やむを得ない理由がある場合を除き、原則空き家バンク登録を取り消すことができないものとする。
- (2) 3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）に助成金を受

けた物件を賃貸又は売買することができないものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は助成対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

## 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金必要書類について

「尾鷲市空き家バンク利用促進助成金」申請希望の方は、「尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付要綱」をご確認のうえ、下記①～④をおわせ暮らしサポートセンターまでご提出ください。

### ① 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金申請書【様式第1号】

助成金の申請者名（申請書の名前・領収書や請求書の宛名・振込口座の名義人）は、空き家バンクの登録申請者（空き家所有者）と同じ方（名前）で申請していただくようにお願いします。

### ② 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金請求書【様式第3号】

・請求書は申請者本人名で、申請者本人名義の通帳を記載してください。

### ③ 経費を証する書類（領収書・請求書・見積書）

- ・事業者等に依頼して実施した場合は、事業者等に支払った領収書（所有者自身が行うものについては、要した経費の領収書）及び、業務の内訳が確認できるものを添付してください。
- ・領収書の但し書きに業務内容が記載されている場合はその領収書のみで可
- ・その他任意様式で業務内容が記載されているもの（家財道具の搬出、家財道具の処理、清掃、家財道具運搬、樹木の伐採など）

### ④ 作業前と作業後を記録した写真

確認のため作業前と作業後の状態が分かる写真を提出してください。

例) 荷物の処分の場合：荷物のある状態の写真と、無くなった状態の写真を数枚提出

【送付先】 おわせ暮らしサポートセンター

〒519-3611 三重県尾鷲市朝日町 10-19

TEL : 0597-37-4010 FAX : 0597-37-4013

Mail : owasegurashi@gmail.com

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

尾鷲市長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金申請書

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請いたします。

空き家バンク登録番号	
空き家所在地	
申請金額	
添付書類	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

尾鷲市長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金請求書

尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付決定を受けたので、要綱第6条の規定により、次のとおり助成金を請求いたします。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

1. 添付書類 尾鷲市空き家バンク利用促進助成金交付決定通知書（写）  
及び額確定通知書（写）
2. 振込先 金融機関名： \_\_\_\_\_  
支店名： \_\_\_\_\_  
口座番号： \_\_\_\_\_  
口座名義（カナ）： \_\_\_\_\_

(例)

領 収 書

〇〇 〇〇 様

金 40,000円

但：家財道具の処分、清掃作業、搬出作業

令和〇〇年〇月〇日

事業所名：

代表者：

印

請 求 書

〇〇 〇〇 様

家財道具の搬出作業	一式	25,000円
家財道具の処理	一式	20,000円
清掃作業	一式	30,000円
合計		75,000円

令和〇〇年〇月〇日

事業所名：

代表者：

印

見 積 書

〇〇 様宅 業務内容

- ・家財道具搬出作業
- ・敷地内の立木伐採作業
- ・空き家の清掃作業

金 00000円

上記作業を実施しました。

令和〇〇年〇月〇日

事業者名：

印